

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区農人橋1-4-31 Tel:06-946-8011

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-946-8727

## 物納切替えの際の利子税の取扱い

Q：延納から物納への切替えが認められる「特例物納制度」を利用しようと考えていますが、利子税の取扱いについて教えてください。

A：「特例物納制度」とは、昭和64年1月1日から平成3年12月31日までの間に相続又は遺贈により財産を取得し、延納の許可を受けている個人は、延納によっても納付が困難な場合には、相続財産のうち土地を物納することができるというものです。

特例物納の申請手続きは4月1日から9月30日までとなっています。

さて、延納利子税の取扱いですが、物納が許可されると、特例物納申請書の提出の日の翌日以降については、利子税の納付は必要がなくなります。

一方、特例物納の申請について、却下あるいは取下等が行われた場合については、却下等の処分が行われるまでの間に当初の延納税額に係る分納期限が到来しているときのその分納税額の納期限は、却下等の処分が行われた日の翌日から起算して1か月を経過する日まで延長されます。

この延長された分納期限までに、分納税額の納付がないときは、延長された分納期限の翌日からその税額を完納する日までの延滞税を納付しなければなりません。

なお、却下、取下等があった場合には、当初の延納許可の効果は継続することになりますので、改めて延納申請書を提出する必要はありません。

